

印旛沼に係る湖沼水質保全計画 第7期（案）と第6期計画との比較表

※第7期（案）における網掛けは審議会及びパブコメにおける意見の反映箇所を、斜字は表記の見直し等による修正箇所を示す。

目次

第7期（案）	第6期
印旛沼・流域の諸元……………1	印旛沼・流域の諸元……………1
はじめに……………2	はじめに……………2
長期ビジョン……………2	長期ビジョン……………2
1. 計画期間……………3	1. 計画期間……………3
2. 印旛沼の水質の保全に関する方針……………3	2. 印旛沼の水質の保全に関する方針……………4
	(1) 計画期間内に達成すべき目標……………4
	(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋……………4
3. 湖沼の水質の保全に資する事業……………5	3. 湖沼の水質の保全に資する事業……………6
(1) 下水道の整備(県・流域市町)……………5	(1) 下水道の整備(県・流域市町)……………6
(2) <u>高度処理型合併処理浄化槽の設置促進(県・流域市町)</u> ……………5	(2) 合併処理浄化槽等の整備(県・流域市町)……………6
(3) 農業集落排水施設の整備(県・流域市町)……………6	(3) 農業集落排水施設の整備(県・流域市町)……………7
(4) し尿処理施設による処理(流域市町)……………6	(4) し尿処理施設(流域市町)……………7
(5) <u>生活雑排水等処理施設による処理(流域市町)</u> ……………6	
(6) 家畜排せつ物処理施設の整備促進(県・流域市町)……………6	(5) 家畜排せつ物処理施設の整備(県・流域市町)……………7
(7) 廃棄物処理施設による処理(流域市町)……………6	(6) 廃棄物処理施設(流域市町)……………7
(8) 流入河川等の浄化対策……………7	(7) 流入河川等の浄化対策……………8
(9) 湖沼の浄化対策……………8	(8) 湖沼の浄化対策……………9
4. 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置……………10	4. 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置……………10
(1) 工場・事業場排水対策(県・流域市町)……………10	(1) 工場・事業場排水対策(県・流域市町)……………10
	① 排水規制……………10
	② 汚濁負荷量規制……………10
	③ 小規模事業場に対する指導等……………10
(2) 生活排水対策(県・流域市町)……………11	(2) 生活排水対策……………11
	① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の促進(県・流域市町)……………11
	② 下水道等への接続の促進(流域市町)……………11

第7期(案)	第6期
	③ 浄化槽の適正な設置・管理の確保(県・流域市町)……………12 ④ 各家庭における生活雑排水対策の推進(県・流域市町)……………12
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策……………12	(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策……………13 ① 畜舎の管理の適正化(県・流域市町)……………13 ② 家畜排せつ物の適正処理及び利用の促進(県・流域市町)……………13
(4) 漁業に係る汚濁負荷対策(県)……………12	(4) 漁業に係る汚濁負荷対策(県)……………13
(5) 流出水対策……………13	(5) 流出水対策……………13 ① 市街地対策(県・流域市町・住民)……………13 ② 農地対策(国・県・流域市町)……………14 ③ 流出水対策地区における重点的対策の実施(県・流域市町)……………15
(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護(県・流域市町)……………14	(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護(県・流域市町)……………15
(7) 地下水利用の適正化(県・流域市町)……………15	(7) 地下水利用の適正化(県・流域市町)……………17
(8) 土砂等の埋立て等の適正化(県・流域市町)……………16	(8) 土砂等の埋立て等の規制(残土条例)(県・流域市町)……………17
(9) 廃棄物の不法投棄の防止(県・流域市町・事業者)……………16	
5. その他……………17	5. その他……………17
(1) 調査研究の推進(県・流域市町)……………17	(1) 印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進(住民・NPO・事業者・県・流域市町)……………17
(2) 公共用水域の水質の監視(県・流域市町・事業者)……………17	(2) 印旛沼水質保全協議会における啓発活動等の推進(NPO・事業者・県・流域市町)……………17
(3) 環境学習の推進等(県・流域市町・事業者・NPO・住民)……………18	(3) 公共用水域の水質の監視(県・流域市町・事業者)……………17
(4) 印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進(県・流域市町・事業者・NPO・住民)……………18	(4) 調査研究の推進(県・流域市町)……………18
(5) 印旛沼水質保全協議会における啓発活動等の推進(県・流域市町・事業者・NPO)……………18	(5) 地域住民等の協力(住民・NPO・事業者・国・県・流域市町)……………19
(6) 地域住民等の協力(国・県・流域市町・事業者・NPO・住民)……………18	(6) 関係地域計画との整合(県・流域市町)……………19
(7) 関係地域計画との整合(県・流域市町)……………18	(7) 環境学習の推進等(住民・NPO・事業者・県・流域市町)……………20
(8) 計画の進捗管理(県・流域市町)……………19	(8) 計画の進捗管理(県・流域市町)……………20
(9) 放射性物質への対応(県・流域市町)……………19	(9) 放射性物質について……………20
	(10) 次期計画に向けての対応について……………20
別添:鹿島川流域における流出水対策推進計画……………20	別添:鹿島川流域における流出水対策推進計画……………21

印旛沼・流域の諸元

第7期(案)

(1) 印旛沼・流域

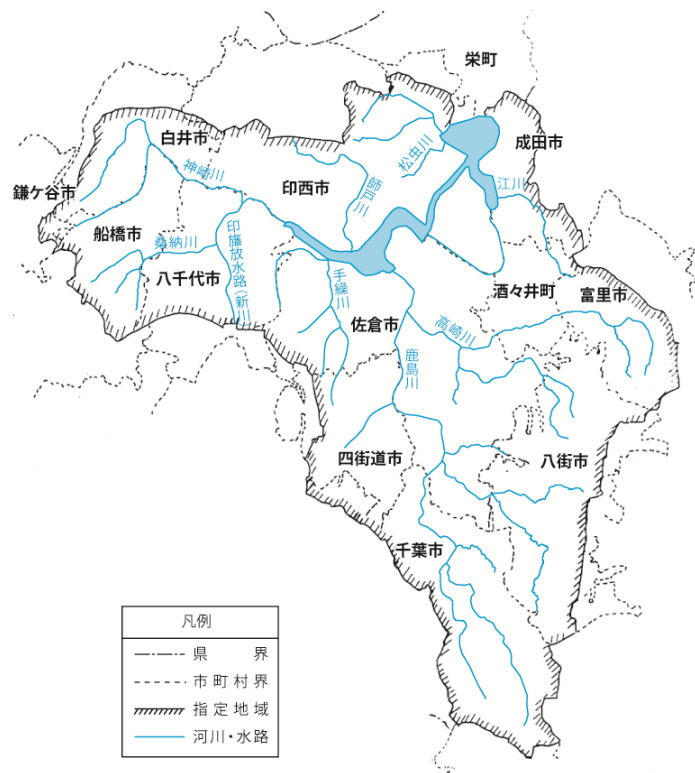


図1 印旛沼・流域

印旛沼は千葉県の北部に位置し、湖沼水質保全特別措置法の指定地域は11市2町にまたがり、その流域面積は約494km²、約78万人が住んでいます。

第6期

(1) 印旛沼・流域

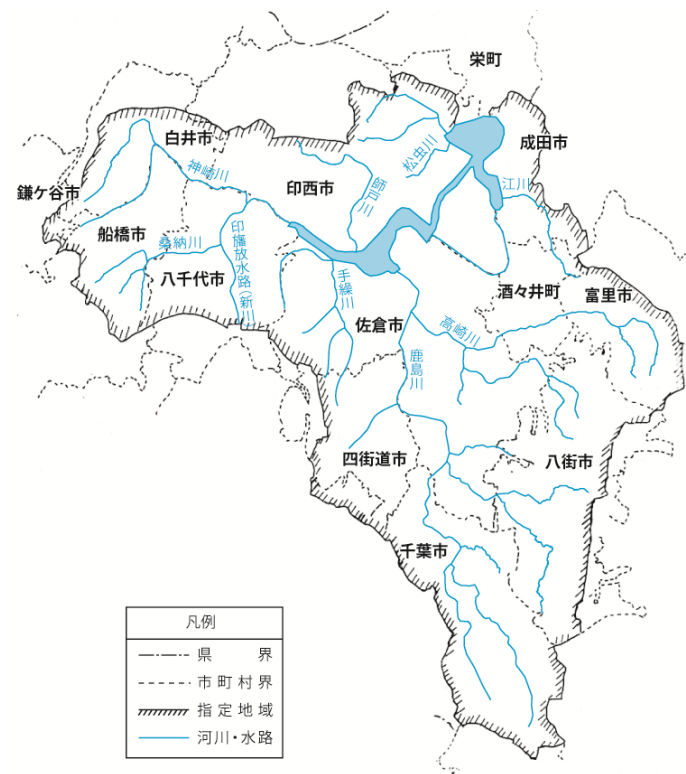


図1 印旛沼・流域

印旛沼は千葉県の北部に位置し、湖沼水質保全特別措置法の指定地域は11市2町にまたがり、その流域面積は約494km²、約77万人が住んでいます。

第7期(案)

(2) 諸元(平成28年4月1日現在)

沼の面積		(ha)	1,155
周囲		(km)	26.4
水深	平均	(m)	1.7
	最大	(m)	2.5
容積		(千 m ³)	19,700
流域面積*		(ha)	49,389
流域人口		(千人)	<u>783.5</u>

※沼の面積除く

(3) 生活環境の保全に関する環境基準(一部抜粋)

項目		基準値 (mg/L 以下)	類型
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	3	湖沼 A
全窒素 (T-N)	年平均値	0.4	湖沼Ⅲ
全りん (T-P)	年平均値	0.03	

第6期

(2) 諸元(平成23年4月1日現在)

沼の面積		(ha)	1,155
周囲		(km)	26.4
水深	平均	(m)	1.7
	最大	(m)	2.5
容積		(千 m ³)	19,700
流域面積*		(ha)	49,389
流域人口		(千人)	<u>766.5</u>

※沼の面積除く

(3) 生活環境の保全に関する環境基準(一部抜粋)

項目		基準値 (mg/L 以下)	類型
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	3	湖沼 A
全窒素 (T-N)	年平均値	0.4	湖沼Ⅲ
全りん (T-P)	年平均値	0.03	

はじめに・長期ビジョン

第7期（案）	第6期
<p>はじめに</p> <p>印旛沼はかつて、豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供してきました。そして、現在も県民の貴重な飲料水、農業用水、工業用水などの水がめとして利用されるとともに、内水面漁業及び憩いの場として、かけがえのない財産となっています。</p> <p>しかし、流域の都市化の進行により、生活排水等による汚濁負荷が増加し、アオコの発生や、水生植物の減少、印旛沼で取水している水道水の臭気など利水上の障害が現れ、重要水域としての機能が低下しました。</p> <p>そこで、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことを受け、昭和61年度以降、6期30年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進等の水質の保全に資する事業や、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の適用といった水質の保全のための規制、その他の措置を実施した結果、流域内の汚濁負荷は減少傾向にあります。</p> <p>しかしながら、近年の化学的酸素要求量（COD）の濃度は横ばいに推移しており、汚濁負荷の削減はもとより、植物プランクトンの増殖による二次汚濁（内部生産）の影響や、オニビシの大量繁茂などの新たな課題への対応も必要となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、環境基準の達成及び良質な飲料水源の確保に向けて、第7期「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関の連携のもと、引き続き総合的な水質保全対策の推進を図ってまいります。</p>	<p>はじめに</p> <p>印旛沼はかつて、豊かで清らかな水を湛え、様々な生き物が生息し、農業を支え、豊かな漁場を提供し、現在も印旛沼は、県民の貴重な飲料水、農業用水、工業用水などの水がめとして利用されているとともに、内水面漁業及び憩いの場として、かけがえのない財産となっています。</p> <p>しかし、昭和30年代に始まった流域の都市化による生活排水等の増大により水質が悪化し、昭和42年には、印旛放水路（新川）にアオコが発生しました。さらに水生植物が減少し、印旛沼で取水している水道水も臭気の問題など利水上の障害が表れ、重要水域としての機能が低下しました。</p> <p>そこで、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたのを受け、昭和61年度以降は5期にわたる印旛沼に係る湖沼水質保全計画に基づき水質の保全に資する事業として、下水道の整備、合併処理浄化槽の整備等その他、水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の適用といった水質の保全のための規制とその他の措置を実施してきました。</p> <p>これまでの各種施策の着実な推進と、指定地域内での発生汚濁負荷量の抑制の効果から、化学的酸素要求量（COD）の年平均値はピーク時の13mg/Lに比べて改善する傾向が見られ、ここ数年は8mg/L台で推移しています。</p> <p>しかしながら、依然として汚濁は著しく、CODの環境基準（3mg/L以下）達成及び良質な飲料水源の確保のためには、より一層の水質改善が必要であることから、以下の項目を基本とした第6期「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」を策定し、引き続き総合的な水質保全対策の推進を図ってまいります。</p>

第7期（案）	第6期
<p>長期ビジョンとその実現に向けた道筋</p> <p>印旛沼及びこれを取りまく地域の自然的、社会的諸条件を踏まえ、「印旛沼流域水循環健全化計画」とも整合を図り、「恵みの沼をふたたび」という基本理念のもと、平成42年度までに、水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかで豊かな印旛沼流域を再生することを目指します。</p> <p>また、長期ビジョンの実現のための道筋として、汚濁負荷の削減や内部生産の影響などの課題を踏まえ、以下のような取組みを進めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、流域市町、事業者、NPO、住民の連携による各種対策の着実な実施 ・研究機関・研究者との連携による水質汚濁メカニズムの解明、各種対策の検証などの調査研究等を踏まえた、より効果的な浄化対策の推進による段階的かつ着実な水質の改善 	<p>長期ビジョン</p> <p>印旛沼及びこれを取りまく地域の自然的、社会的諸条件を踏まえ、「印旛沼流域水循環健全化計画」（平成22年1月策定）において、将来ビジョンとして「恵みの沼をふたたび」という基本理念を掲げ、「良質な飲み水の源印旛沼とその流域」、「遊び、泳げる印旛沼とその流域」、「ふるさとの生き物はぐくむ印旛沼とその流域」、「大雨でも安心できる印旛沼とその流域」、「人が集い、人と共生する印旛沼とその流域」という、5つの印旛沼・流域の再生目標を設定しています。</p> <p>これら水循環健全化に向けて地域特性を活かし、みためし行動を進め、住民・市民団体・企業・行政等が共に緊密な連携のもとに手を携え、水循環と流域の視点で総合的に解決することとし、これを行動の原則、すなわち「印旛沼方式」としています。</p> <p>これにより、人と共生し、大雨が降っても安全であり、豊かで清澄な湧水があり、沈水植物等の水草が繁茂する生き物が豊かなふるさとの里山と水辺環境を再生し、農業の基盤を支え、豊かな漁場を提供するような印旛沼流域を再生します。</p> <p>生活排水の処理率が90%に達し、生活系の汚濁負荷量の大幅な削減は望めない状況の中で今後の水質改善には、流域住民一人ひとりが日常生活で使った水や市街地などの汚れた雨水が、印旛沼に流入することを意識し、実行可能な行動メニューを主体的、積極的に実践していくことが重要です。</p> <p>また、県・市町は、このような行動を支援するため、町内会等小さなコミュニティの中で意識啓発を図っていく等、関係者の緊密な協調の下、本計画に定める水質保全対策を強力に推進します。</p>

1. 計画期間

第7期（案）	第6期
<p>この計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。</p>	<p>この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。</p> <p>なお、「印旛沼流域水循環健全化計画 第1期行動計画（案）」（平成22年1月策定）との整合を図ります。</p>

2. 印旛沼の水質の保全に関する方針

第7期（案）				第6期			
<p>環境基準の達成を<u>目指しつつ</u>、計画期間内に達成すべき目標として、化学的酸素要求量、全窒素、全りんについて下記のとおり水質目標値を定め、印旛沼の着実な水質改善を図ります。</p>				<p>(1) <u>計画期間内に達成すべき目標</u> 水質環境基準の確保を<u>目途としつつ</u>、計画期間内に達成すべき目標として、化学的酸素要求量、全窒素、全りんについて下記のとおり水質目標値を定め、印旛沼の着実な水質改善を図ります。</p>			
<水質目標値>		単位 mg/L		<水質目標値>		単位 mg/L	
項目	平成 27 年度	平成 32 年度		項目	現況 (平成 22 年 度)	計画期間に達成すべき目標 (平成 27 年度)	
	現況	目標	参考			対策を講じない 場合	対策を講じた 場合
化学的酸素要求量 COD 75%値	14	13 <u>(13.9)</u>	14 (14.1)	化学的酸素要求量 COD <u>(75%値)</u>	10	11	9.7
<参考値> 化学的酸素要求量 COD 年平均値	11	10 <u>(10.8)</u>	11 (11.2)	<参考値> 化学的酸素要求量 COD <u>(年平均値)</u>	8.9	9.2	8.5
全窒素 T-N 年平均値	2.4	2.3 <u>(2.39)</u>	2.4 (2.43)	全窒素 T-N <u>(年平均値)</u>	2.9	3.1	2.7
全りん T-P 年平均値	0.13	0.12 <u>(0.125)</u>	0.13 (0.133)	全りん T-P <u>(年平均値)</u>	0.14	0.16	0.13
<p><u>(注)</u> ・括弧内：次表の発生源別汚濁負荷量目標値等のデータをもとに算定したシミュレーション予測値 ・目 標：計画で定める各種対策を目標どおり実施した場合の数値（より積極的な水質改善の取組を推進するため、予測値の最後の桁を切り捨て）</p>				<p>※水質目標値は、「印旛沼水質予測モデル」を用い、次表の発生源別汚濁負荷量等のデータを基に、平成 22 年度の気象条件を用いてシミュレーション計算を行いました。</p>			

第7期(案)

第6期

・参考：平成28年度以降、追加的な対策を実施しない場合の数値

＜発生源別汚濁負荷量目標値＞

単位 kg/日

発生源	項目 年度	化学的酸素要求量 COD		全窒素 T-N		全りん T-P			
		27年度 現況	32年度		27年度 現況	32年度			
			目標	参考		目標	参考		
								目標	参考
生活系	1,271	1,050	1,382	819	757	953	109.1	103.9	123.6
産業系	424	406	419	282	269	285	82.7	74.4	76.6
面源系 (市街地・田畑・山林・公園緑地)	5,770	5,483	5,825	2,191	2,158	2,178	117.4	111.5	118.4
合計	7,465	6,940	7,626	3,292	3,184	3,416	309.2	289.8	318.5

「発生源別汚濁負荷量」

単位 kg/日

発生源	項目 年度	化学的酸素要求量		全窒素		全りん	
		22年度	27年度	22年度	27年度	22年度	27年度
産業系	489	440	327	294	116.2	104.6	
面源系 (市街地・田畑・山林・公園緑地)	5,914	5,844	2,250	2,099	120.7	118.1	
合計	7,878	7,387	3,428	3,117	348.0	313.4	

(27年度の汚濁負荷量は、対策を講じた場合の数値)

(長期ビジョンと統合)

(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

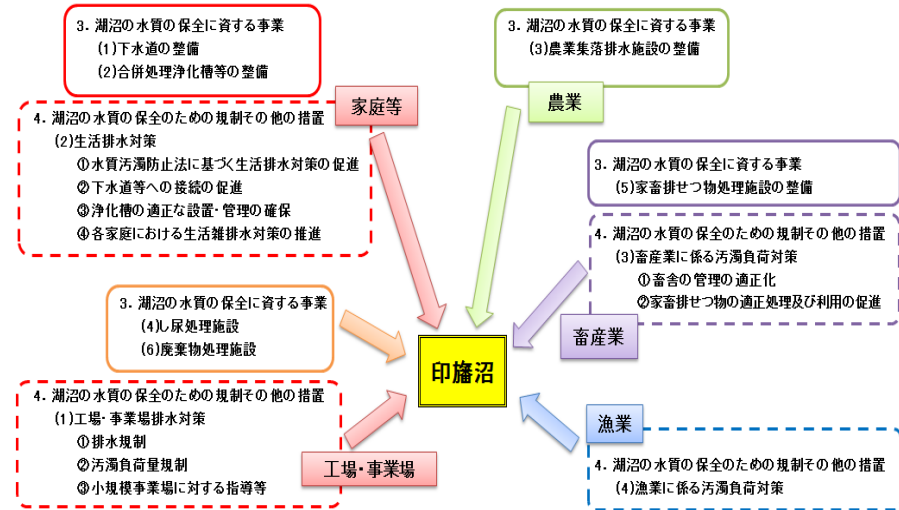
印旛沼に係る湖沼水質保全計画を必要に応じて見直すとともに、以下のような取り組みを進めることにより、現況の排出汚濁負荷量を削減し、平成42年(2030年)までに長期ビジョンの達成を目指します。

- 引き続き「全県域污水適正処理構想」に基づく污水处理施設の整備及び水質保全のための規制とその他の措置等による段階的かつ着実な水質の改善
- 研究機関・研究者の連携のもと、閉鎖性水域の富栄養化に関する調査研究等、水質汚濁メカニズムを解明し、汚濁物質と水質との関連を踏まえた効果的な浄化対策の推進による段階的かつ着実な水質の改善

(削除)

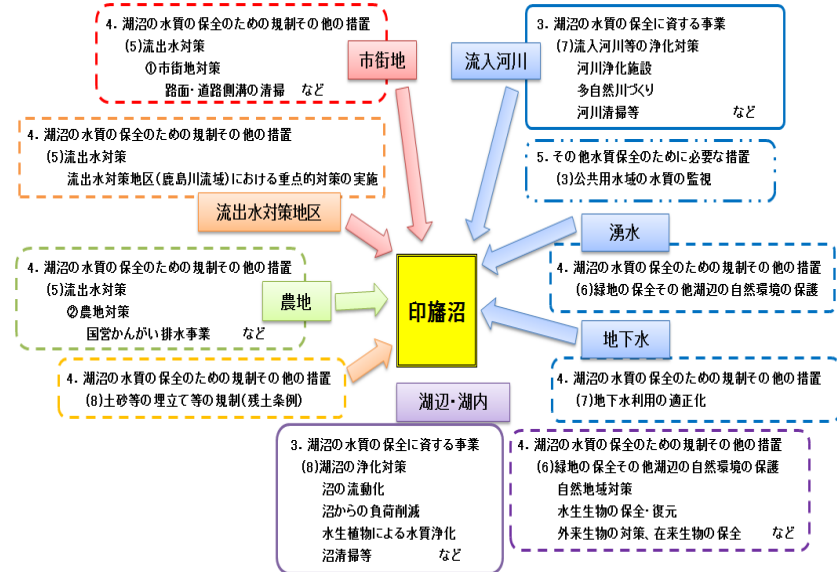
＜参考＞印旛沼の水質浄化等に係る事業一覧 イメージ図

① 点源(生活系・産業系)対策に係る事業等



(削除)

② 面源(市街地、田畑等)対策に係る事業等



凡例

- 3. 湖沼の水質の保全に資する事業
- 4. 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置
- 5. その他

3. 湖沼の水質の保全に資する事業

第7期（案）	第6期																												
<p>生活排水対策として、下水道整備を推進するほか、地域の実情に応じ合併処理浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を<u>促進</u>するとともに、生活排水処理の高度化を進め、生活排水処理施設の使用率を向上させます。</p> <p>また、家畜排せつ物処理施設や廃棄物処理施設による適正処理及び流入河川・湖沼等の浄化対策を実施します。</p> <p>(1) 下水道の整備（県・流域市町）</p> <p>平成 <u>27</u> 年度末において、流域内の下水道処理人口は <u>634</u> 千人であり、普及率は <u>80.9</u>%です。</p> <p>今後とも、印旛沼の水質保全にとって基幹的な施策である下水道について、その整備を総合的に進めます。</p> <table border="1" data-bbox="181 715 1021 970"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 状 平成 <u>27</u> 年度</th> <th colspan="2">目 標 平成 <u>32</u> 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理人口</td> <td><u>634</u> 千人</td> <td>処理人口</td> <td><u>647</u> 千人</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td><u>80.9</u>%</td> <td>下水道普及率</td> <td><u>82.2</u>%</td> </tr> </tbody> </table>	現 状 平成 <u>27</u> 年度		目 標 平成 <u>32</u> 年度		処理人口	<u>634</u> 千人	処理人口	<u>647</u> 千人	下水道普及率	<u>80.9</u> %	下水道普及率	<u>82.2</u> %	<p>生活排水対策として、<u>下記に示すとおり</u>下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ合併処理浄化槽等各種生活排水処理施設の整備を<u>推進</u>するとともに、生活排水処理の高度化を進め、生活排水処理施設の使用率を向上させます。</p> <p>また、家畜排せつ物処理施設や廃棄物処理施設による適正処理及び流入河川・湖沼等の浄化対策を実施します。</p> <p>(1) 下水道の整備（県・流域市町）</p> <p>平成 <u>22</u> 年度末において、流域内の下水道処理人口は <u>612</u> 千人であり、普及率は <u>79.9</u>%です。</p> <p>今後とも、印旛沼の水質保全にとって基幹的な施策である下水道について、その整備を総合的に<u>進めるものとし、計画期間内においては、下表のとおり下水道の整備を進めます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 719 2119 970"> <thead> <tr> <th colspan="2">現 状 平成 <u>22</u> 年度</th> <th colspan="2">目 標 平成 <u>27</u> 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政人口</td> <td><u>767</u> 千人</td> <td>行政人口</td> <td><u>791</u> 千人</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td><u>612</u> 千人</td> <td>処理人口</td> <td><u>644</u> 千人</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td><u>79.9</u>%</td> <td>下水道普及率</td> <td><u>81.4</u>%</td> </tr> </tbody> </table>	現 状 平成 <u>22</u> 年度		目 標 平成 <u>27</u> 年度		行政人口	<u>767</u> 千人	行政人口	<u>791</u> 千人	処理人口	<u>612</u> 千人	処理人口	<u>644</u> 千人	下水道普及率	<u>79.9</u> %	下水道普及率	<u>81.4</u> %
現 状 平成 <u>27</u> 年度		目 標 平成 <u>32</u> 年度																											
処理人口	<u>634</u> 千人	処理人口	<u>647</u> 千人																										
下水道普及率	<u>80.9</u> %	下水道普及率	<u>82.2</u> %																										
現 状 平成 <u>22</u> 年度		目 標 平成 <u>27</u> 年度																											
行政人口	<u>767</u> 千人	行政人口	<u>791</u> 千人																										
処理人口	<u>612</u> 千人	処理人口	<u>644</u> 千人																										
下水道普及率	<u>79.9</u> %	下水道普及率	<u>81.4</u> %																										

第7期（案）

(2) 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進（県・流域市町）

平成 27 年度末における高度処理型合併処理浄化槽の補助対象基数は 3,180 基です。

富栄養化対策として、窒素やりんを除去できる高度処理型合併処理浄化槽の普及を進めることとし、既存単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換を促進します。

現 状 平成 27 年度までの累計	目 標 平成 32 年度
補助対象基数 3,180 基	補助対象基数 4,456 基 (1,276 基増)

また、高度処理型合併処理浄化槽の設置時に、放流先がない場合の処理装置の設置費用も併せて補助するなど、流域市町独自の補助制度による普及も促進します。

さらに、従来の個人による設置だけでなく、市町村設置型などの手法も検討します。

第6期

(2) 合併処理浄化槽等の整備（県・流域市町）

流域内における合併処理浄化槽の補助対象基数は、平成 22 年度末において通常型合併処理浄化槽 8,012 基、高度処理型合併処理浄化槽 1,958 基、補助対象以外を含めた使用人口は通常型合併処理浄化槽 85.0 千人、高度処理型合併処理浄化槽 9.0 千人です。

富栄養化対策として、窒素やりんを除去できる高度処理型合併処理浄化槽の普及を進めることとし、計画期間においては、既存単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換促進により、高度処理型合併処理浄化槽使用人口を 18.0 千人に向上させます。

対 策	現 状 平成 22 年度	目 標 平成 27 年度
通常型 合併処理浄化槽 の整備	整備事業 8,012 基 使用人口 85.0 千人	整備事業 8,097 基 (85 基増) 使用人口 82.3 千人
高度処理型 合併処理浄化槽 の整備	整備事業 1,958 基 使用人口 9.0 千人	整備事業 3,757 基 (1,799 基増) 使用人口 18.0 千人

第7期（案）

(3) 農業集落排水施設の整備（県・流域市町）

農村集落における、し尿や生活雑排水の処理施設の整備により、農村の生活環境の改善し、農業用排水路と公共用水域の水質保全等と併せた循環型社会の構築を図ることにより、環境との調和に配慮した農村環境の整備を進めます。

現 状 平成 27 年度		目 標 平成 32 年度	
施設数	10 施設	施設数	10 施設
施設使用人口	4.4 千人	施設使用人口	4.5 千人
施設使用率	83.7%	施設使用率	86.8%

(4) し尿処理施設による処理（流域市町）

家庭及び事業場から発生するし尿や、浄化槽等の清掃で発生する汚泥などを、流域市町及び一部事務組合が設置したし尿処理施設等（6 箇所）により適正に処理します。

(5) 生活雑排水等処理施設による処理（流域市町）

下水道未整備区域において、水路に流入する生活雑排水等を処理施設により適正に処理します。

(6) 家畜排せつ物処理施設の整備促進（県・流域市町）

家畜排せつ物の適正な管理及び処理と、生産される堆肥等の利用の促進のため、家畜排せつ物処理施設の整備や維持管理に対して事業者等に助成を行います。

・畜産経営環境整備対策事業

（印旛沼流域 13 市町における昭和 50 年度から平成 27 年度の助成件数累計：164 件）

・八千代市畜産環境保全事業

第6期

(3) 農業集落排水施設の整備（県・流域市町）

農村集落における、し尿や生活雑排水を処理する施設を整備し、農村の生活環境の改善を図り、農業用排水路と公共用水域の水質保全等と併せて循環型社会の構築を図り、環境との調和に配慮した農村環境の整備を下表のとおり進めます。

現 状 平成 22 年度		目 標 平成 27 年度	
施設数	10 施設	施設数	10 施設
施設使用人口	4.7 千人	施設使用人口	5.0 千人
施設使用率	81.0%	施設使用率	85.8%

(4) し尿処理施設（流域市町）

印旛沼の水質保全のため、下水道が整備されていない家庭や事業場から発生するし尿や、浄化槽等の清掃で発生する汚泥などを、流域市町及び一部事務組合で設置したし尿処理施設等（6 箇所）により適正な処理を行います。

(5) 家畜排せつ物処理施設の整備（県・流域市町）

県全域を対象に、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進を図っており、家畜排せつ物の適正な管理及び処理の推進と生産される堆肥等の利用に必要な施設等の整備に対して、下表のとおり県や市では事業者等に助成を行うとともに、適正管理に向けた指導を行っていきます。

第7期（案）

（八千代市における平成27年度末の助成件数：11戸）

(7) 廃棄物処理施設による処理（流域市町）

流域市町及び一部事務組合が設置したごみ焼却施設（13箇所）、粗大ごみ処理施設（7箇所）、資源化施設（5箇所）及び最終処分場（5箇所）により、廃棄物を適正に処理します。

- ・焼却施設の建設（船橋市）
- ・焼却施設の基幹的設備改良（八千代市、佐倉市・酒々井町清掃組合、印西地区環境整備事業組合）

(8) 流入河川等の浄化対策

（削除、一部3(5)へ移動）

① 多自然川づくり（県・流域市町）

印旛沼、鹿島川、高崎川等において、自然環境や景観等に配慮した河川整備を行います。

第6期

事業名	実施主体	平成22年度までの累計
<u>畜産環境保全総合整備事業（S50～）</u>	県	<u>789地区*</u>
<u>2分の1補助付きリース事業（H10～）</u>	県	<u>263地区*</u>
<u>八千代市畜産環境保全事業（H9～）</u>	<u>八千代市</u>	<u>12戸（酪農、養豚）</u>

(6) 廃棄物処理施設（流域市町）

印旛沼の水質保全のため、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努める必要があり、流域市町及び一部事務組合で設置したごみ焼却施設（13箇所）、粗大ごみ処理施設（6箇所）、資源化施設（6箇所）及び最終処分場（5箇所）により適正な処理を行います。

また、下記のとおり事業を行います。

- ・焼却施設の建設（H24稼働予定（212t/日）、H29稼働予定（381t/日））
- ・焼却施設の基幹的設備改良（工期：H25～H28）

(7) 流入河川等の浄化対策

- ・河川浄化施設等（県・流域市町）

印旛沼へ流入する汚濁負荷量を削減するため、流入河川に設置した桑納川浄化施設については、印旛沼流域水循環健全化会議等において、流域の水質状況等を勘案し、施設の必要性等を検証するとともに施設整備による効果や実現性が検証できれば、実施を検討します。（県）

坂田ヶ池及び公津の杜公園調整池でのプラスチック製パイプ型接触材を用いた生活排水汚濁水路浄化を実施します。（成田市）

- ・多自然川づくり（県・流域市町）

印旛沼、鹿島川、高崎川等において、下表のとおり自然環境や景観等に配慮した河川整備を行います。

第7期 (案)

事業箇所	実施 主体	平成 <u>27</u> 年度 までの累計	目 標 平成 <u>32</u> 年度
印旛沼、鹿島川、 高崎川、桑納川	県	<u>9,459m</u>	<u>15,949m</u> (<u>6,490m</u> 増)
<u>木戸川、駒込川</u> (<u>桑納川準用河川</u>)	<u>船橋市</u>	<u>2,500m</u>	<u>3,028m</u> (<u>528m</u> 増)

第6期

事業箇所	実施 主体	平成 <u>22</u> 年度 までの累計	目 標 平成 <u>27</u> 年度
印旛沼、鹿島 川、 高崎川、桑納川	県	<u>3.68km</u>	<u>14.21km</u> (<u>10.53km</u> 増)
<u>江川 (H12~)</u>	<u>成田市</u>	<u>1,864m</u>	<u>2,264m</u> (<u>400m</u> 増)

第7期(案)

② 河川清掃等(県・流域市町・事業者・NPO・住民)

印旛沼流入河川について、ごみ清掃・植生帯の草刈りを実施します。

実施主体	実施箇所	主な活動内容等
県	印旛沼流域	アダプト・プログラムによるごみ等の清掃・除草などを推進します。
千葉市	鹿島川流域	鹿島川浄化推進員を委嘱して、河川周辺の定期的な清掃活動を実施します。
成田市	準用河川(江川)	地元区への業務委託により、毎年2回の草刈及び定期的な清掃を実施します。
佐倉市	鹿島川流域等	佐倉市、鹿島川流域 NPO 団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。 佐倉ふるさと広場を中心とした印旛沼浄化推進運動を実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。
	準用河川(5河川)	河道及び堤防の草刈りを年2回実施します。
八千代市	新川流域	住民等の参加のもと清掃活動を行い、活動を通じて印旛沼の水質保全に関する意識啓発を図ります。
四街道市	手繰川流域	市域内排水路の定期的な清掃及び草刈りを実施します。
酒々井町	印旛沼中央排水路周辺	婦人会とともに年1回清掃を実施します。
印旛沼水質保全協議会	印旛沼流域	流域住民と連携し、印旛沼流域の清掃を実施します。

※印旛沼水質保全協議会については、5.その他(5)を参照。

第6期

・河川清掃等(住民・NPO・事業者・県・流域市町)

印旛沼流入河川の清掃として、県、流域市町及び利水団体で構成する印旛沼水質保全協議会(印水協)主催の一斉清掃の他、下表のとおり流域市町等によるごみ清掃・植生帯の草刈りを実施します。

実施主体	実施箇所	主な活動内容等
県	印旛沼流域	アダプト・プログラムを推進し、ごみ等の清掃・除草などを実施します。
佐倉市	鹿島川流域等	佐倉市、鹿島川流域 NPO 団体等が、定期的に印旛沼流域の清掃を実施します。 佐倉ふるさと広場を中心とした印旛沼浄化推進運動を実施し、印旛沼の環境美化活動を通して、市民意識の向上と啓発を図ります。
	準用河川(5河川)	河道及び堤防の草刈りを年2回実施します。
八千代市	新川流域	住民等の参加のもと清掃活動を行い、活動を通じて印旛沼の水質保全に関する意識啓発を図ります。
四街道市	手繰川流域	毎年、手繰川流域 1.2km 及び周辺道路 2.4km の清掃を実施します。
酒々井町	印旛沼中央排水路周辺	小学生、教員、NPO とともに年1回清掃を実施します。

③ 水路のしゅんせつ等(流域市町)

流下の妨げとなる汚泥、ごみなどのしゅんせつ・清掃を実施します。

対 策	目 標 平成 32 年度
水路しゅんせつ	2,256m ³ /5 年
水路清掃	7.0km/5 年

(9) 湖沼の浄化対策

① 水生植物による水質浄化(県)

沼内の栄養塩類(窒素、りん)を吸収して繁茂したオニビシを、生態系への影響に配慮しながら刈り取ることにより、水質の浄化、貧酸素の軽減、沈水植物の再生等に努めます。

対 策	目 標 平成 32 年度
オニビシの刈り取り	2 箇所 (北沼、西沼)

(8) 湖沼の浄化対策

・沼の流動化(県)

大和田排水機場の効果的な運転等、沼の流動化の促進を図ります。

(S60～：通算 807 回運転)

また、大和田排水機場の運用を含め、より効果的な運用方法について検討を行い、検討結果に基づき運用を行います。

・沼からの負荷削減(県)

沼の効果的な水質浄化対策の検討を進めるとともに、しゅんせつによる効果や実現性が検証されれば、実施を検討します。

第7期（案）

② 植生帯の整備等（県）

抽水・浮葉・沈水植物といった、水深条件に応じた多様な水草が再生するエコトーンを創出する植生帯を整備します。

また、整備後の植生帯のほか、これまでに整備してきた箇所（11箇所）を含め、必要に応じて自生する水生植物の刈り取りを行うなど適切に管理します。

対策	平成 27 年度までの累計	目標 平成 32 年度
植生帯の整備	11 箇所 (北須賀、八代 1・2、甚兵衛大橋等)	1 箇所 (師戸等)

第6期

・水生植物による水質浄化（県）

沼内に水生植物が生育可能な植生帯を整備します。

対 策	平成 22 年度までの累計	目 標 平成 27 年度
植生帯の整備 (ヨシ原再生等)	7 箇所整備 (北須賀、八代 1・2、甚兵衛大橋、 大竹、舟戸大橋、土浮東)	4 箇所整備 (新規 2 箇所)

第7期（案）		第6期	
③ 沼清掃等（県・流域市町・事業者・NPO・住民） 印旛沼及びその周辺において、ごみ清掃等を実施します。		・沼清掃等（住民・NPO・事業者・県・流域市町） 印旛沼及び周辺について、 <u>県及び流域市町等によるごみ清掃等</u> を実施します。	
実施主体	主な活動内容等	実施主体	主な活動内容等
県	アダプト・プログラムによるごみ等の清掃・除草などを <u>推進</u> します。	県	アダプト・プログラムを <u>推進</u> し、ごみ等の清掃・除草などを <u>実施</u> しま <u>す</u> 。
佐倉市	佐倉市、鹿島川流域 NPO 団体等が、定期的に印旛沼周辺の清掃を実施します。	佐倉市	佐倉市、鹿島川流域 NPO 団体等が、定期的に印旛沼周辺の清掃を実施します。
印西市	<u>ごみゼロ運動により清掃活動を実施</u> します。	県水道局	印旛取水場及びその周辺のごみ等の収集を実施します。
県水道局	印旛取水場及びその周辺のごみ等の収集を実施します。	独立行政法人水資源機構	<u>堤防巡視により、不法投棄の監視を実施するとともに不法投棄防止用看板等を設置</u> します。
独立行政法人水資源機構	<u>定期的に堤防を巡視し、清掃</u> を実施します。	漁業協同組合	<u>沼周辺の空き缶・ごみ収集作業、草刈り及び放置漁具の撤去や浮遊物回収作業及び監視船による不法投棄等の水上監視</u>
印旛沼漁業協同組合	空き缶・ごみ収集作業、草刈り及び放置漁具の撤去や浮遊物回収作業を実施します。		
④ その他（県） <u>上記のほか、沼の効果的・効率的な水質浄化対策の検討を進め、その有効性や実現性について検証を行います。</u>			

4. 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置

第7期（案）	第6期
<p>印旛沼の水質を保全するため、各種生活排水処理施設の整備等のほか、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、浄化槽法等による規制・指導、また、補助等による事業の推進や啓発を実施します。</p> <p>(1) 工場・事業場排水対策（県・流域市町）</p> <p>① 排水規制</p> <p>「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乗せ条例）」に基づき、日平均排水量 10m³以上の特定事業場に対しては、COD、T-N、T-P 等について上乗せ排水基準を適用し、また、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や同法に定められていない小規模な飲食店等に対しては、<u>県並びに千葉市及び船橋市の条例による排水規制</u>を行っています。</p> <p>これにより、<u>流域市町</u>とも連携しながら、水質汚濁防止法等に係る違法行為に対する指導取締りの強化を図ります。</p> <p>また、<u>流域市町</u>においても、<u>市町</u>の条例等に基づき、事業者等の立入調査や排水基準等の遵守などの指導を行います。</p> <p>② 汚濁負荷量規制</p> <p>「湖沼水質保全特別措置法」により、湖沼特定事業場等に対して COD、T-N、T-P の汚濁負荷量の規制基準を定め適用しており、<u>立入検査等</u>によりその遵守の徹底を図ります。</p> <p>③ 小規模事業場に対する指導等</p> <p>「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、及び<u>県と市の条例</u>の規制対象外となる工場・事業場等に対しては「小規模事業場指導マニュアル」により排水の適正処理等の指導を行います。</p>	<p>印旛沼の水質を保全するため、各種生活排水処理施設の整備等のほか、<u>下記のとおり</u>水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、浄化槽法等の<u>法律による規制</u>、指導、また、補助等による事業の推進や啓発を実施します。</p> <p>(1) 工場・事業場排水対策（県・流域市町）</p> <p>① 排水規制</p> <p>「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」及び「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乗せ条例）」に基づき、日平均排水量 10m³以上の特定事業場に対しては、COD、T-N、T-P 等について上乗せ排水基準を適用し、また、水質汚濁防止法で定められた規模未満の施設や同法に定められていない小規模な飲食店等に対しては、<u>千葉県環境保全条例及び市条例</u>により排水規制を行っています。</p> <p>併せて、市町と連携しながら、水質汚濁防止法等に係る違法行為に対する指導取締りの強化を図ります。</p> <p>また、<u>流域市町</u>においても、<u>流域市町公害防止条例</u>等に基づき、事業者等の立入調査や排水基準等の遵守など指導を図ります。</p> <p>② 汚濁負荷量規制</p> <p>「湖沼水質保全特別措置法」により、湖沼特定事業場等に対して COD、T-N、T-P の汚濁負荷量の規制基準を定め適用しています。</p> <p>また、<u>湖沼特定事業場に係る COD、T-N、T-P の汚濁負荷量の規制基準について</u>、立入検査等によりその遵守の徹底を図ります。</p> <p>③ 小規模事業場に対する指導等</p> <p>「水質汚濁防止法」、「湖沼水質保全特別措置法」、「<u>千葉県環境保全条例</u>」及び<u>市条例</u>の規制対象外となる工場・事業場等に対しては「小規模事業場指導マニュアル」により排水の適正処理等の指導を行います。</p>

第7期（案）

(2) 生活排水対策

行政や地域住民が水環境を保全していくための行動等を取りまとめた「千葉県生活排水対策マニュアル」により、生活排水対策等の推進を図ります。

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の促進（県・流域市町）

「水質汚濁防止法」に基づき、生活排水対策重点地域（生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域であって、下水道の処理区域は除く。）に指定されている市においては、生活排水対策推進計画に基づき計画的な生活排水対策の促進を図ります。

また、生活排水対策重点地域以外の地域においても、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成に努め、浄化実践活動の地域展開を進めます。

生活排水対策重点地域名	生活排水対策推進市
千葉市生活排水対策重点地域	千葉市
船橋市生活排水対策重点地域	船橋市
鎌ヶ谷市生活排水対策重点地域	鎌ヶ谷市
印旛沼流域等生活排水対策重点地域	成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里市、白井市

② 下水道等への接続の促進（流域市町）

下水道の供用区域においては、遅滞なく生活排水を処理施設に流入させるよう、次のような方法により地域住民に対する啓発の徹底等に努めます。

- ・未接続世帯へ封書・電話・戸別訪問等による下水道使用の啓発
- ・供用開始から一定期間経過後の未接続世帯へ、早期着工文の配付
- ・広報紙、ホームページ、パンフレット、啓発物資等による啓発
- ・説明会の開催
- ・一定期間内に接続した者に対する助成金の交付

第6期

(2) 生活排水対策

行政や地域住民が水環境を保全していくための行動等を取りまとめた「千葉県生活排水対策マニュアル」により、生活排水対策等の推進を図ります。

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の促進（県・流域市町）

「水質汚濁防止法」に基づき、生活排水対策重点地域※（生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域）に指定されている市においては、生活排水対策推進計画に基づき計画的な生活排水対策の促進を図ります。

また、生活排水対策重点地域以外の地域においても、生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成に努め、浄化実践活動の地域展開を進めます。

生活排水対策重点地域名	生活排水対策推進市
千葉市生活排水対策重点地域	千葉市
船橋市生活排水対策重点地域	船橋市
鎌ヶ谷市生活排水対策重点地域	鎌ヶ谷市
印旛沼流域等生活排水対策重点地域	成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里市、白井市

※下水道の処理区域は含まない。

② 下水道等への接続の促進（流域市町）

下水道等の供用区域においては、遅滞なく生活排水を処理施設に流入させるよう、地域住民に対する啓発の徹底等に努めます。

また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施してまいります。

実施例

- ・未接続世帯へ封書・電話・戸別訪問等による下水道使用の啓発
- ・3年以上経過後の未接続世帯へ、早期着工文の配付
- ・パンフレット等の配付による啓発
- ・説明会の開催

③浄化槽の適正な設置・管理の確保（県・流域市町）

「浄化槽法」、「建築基準法」及び「浄化槽取扱指導要綱（千葉県・千葉市・船橋市）」に基づき、浄化槽の適正な設置を指導するとともに、法定検査の受検促進（浄化槽法第7条・第11条検査）、保守点検、清掃の徹底等を指導し、適正な管理の確保を図ります。

このため、管理者に対して法定検査や保守点検及び清掃の必要性を理解してもらうためのパンフレットの配布、広報紙・ホームページへの掲載、関係団体と連携した講習会の開催などにより啓発に努めるとともに、流域市町独自の維持管理等に係る費用の補助や、適正管理の指導なども併せて実施していきます。

④各家庭における生活雑排水対策の推進（県・流域市町）

下水道未整備区域において、各家庭の台所などから排出される生活雑排水による汚濁を削減するため、「家庭でできる生活雑排水対策」の協力を、パンフレットの配布、広報紙・ホームページへの掲載、水切りネット等の啓発物品の配布、講習会の開催などを通じて、地域住民に求めていきます。

③ 浄化槽の適正な設置・管理の確保（県・流域市町）

「浄化槽法」、「建築基準法」及び「浄化槽取扱指導要綱（千葉県・千葉市・船橋市）」に基づき、浄化槽の適正な設置、法定検査の受検促進（浄化槽法第7条・第11条検査）、保守点検、清掃の徹底等を指導し、適正な管理の確保を図ります。

このため、設置者に対して法定検査や保守点検及び清掃の必要性を理解してもらうためのパンフレットの配付や広報紙への掲載を行うとともに、関係団体と連携して講習会を開催する等啓発に努めます。

また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。

実施例

市広報紙・市ホームページに浄化槽の保守点検・清掃の記事を掲載し、周知を図ります。（鎌ヶ谷市）

④各家庭における生活雑排水対策の推進（県・流域市町）

下水道未整備区域において、各家庭の台所などから排出される生活雑排水による汚濁を削減するため、次のような対策等を「家庭でできる対策」として流域住民に協力を求めていきます。

- ・ 「流し」で水切り孔の細かいストレーナー、水切り袋を利用した三角コーナーなどを使用し、生ごみなどを流さない。
- ・ 食器や鍋などの油汚れは、あらかじめ布等でふいてから洗う。
- ・ 油はできる限り使い切り、やむを得ず使いきれない使用済み油については、「流し」に流さず、自治体の分別方法により処分する。
- ・ 無洗米を使用するなどして、研ぎ汁を「流し」に流さない。
- ・ 台所、洗濯、洗車などで使用する石けんや洗剤は適正量とする。

また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。

実施例

- ・ 広報紙・ホームページ、パンフレット等による啓発
- ・ 水切りネット等の啓発物品の配布
- ・ 生活排水対策講座等の開催

第7期（案）	第6期
<p>(3) 畜産に係る汚濁負荷対策</p> <p>① 畜舎の管理の適正化（県・流域市町）</p> <p>「水質汚濁防止法」及び<u>県と市の条例に基づき排水規制を実施するほか、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する規制基準の遵守の徹底を図ります。</u></p> <p>また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じて施設の改善、適正管理の指導等を行います。</p> <p>② 家畜排せつ物の適正処理及び利用の促進（県・流域市町）</p> <p>畜産環境保全対策推進事業（県協議会の開催、地域講習会の開催、堆肥利用促進ネットワークの登録など）により、家畜排せつ物の適正な管理及び処理と、生産される堆肥等の有効利用を促進し、環境負荷の軽減を図ります。</p> <p>(4) 漁業に係る汚濁負荷対策（県）</p> <p>魚類養殖施設については、飼料の適正給餌の徹底により汚濁負荷対策を進めるとともに、必要に応じて施設の改善等の指導を行います。</p> <p>(5) 流出水対策</p> <p>① 市街地対策（県・流域市町・事業者・住民）</p> <p>市街地からの流出水対策のため、<u>県や流域市町の都市開発に係る要綱等に基づき、雨水浸透施設や貯留浸透施設の設置を促進するほか、透水性舗装の整備、路面・側溝や調整池の清掃を行います。</u></p> <p><u>さらに、調整池を改良し、調整池内の汚濁物質の除去効率を向上させます。</u></p> <p><u>また、住民と連携を図りながら、路面・側溝の清掃に取り組んでいきます。</u></p>	<p>(3) 畜産に係る汚濁負荷対策</p> <p>① 畜舎の管理の適正化（県・流域市町）</p> <p>「水質汚濁防止法」及び市条例に基づき排水規制を実施するほか、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、指定施設及び準用指定施設である畜舎の構造及び使用方法に関する規制基準の遵守の徹底を図ります。</p> <p>また、これらの規制の対象外となる畜舎については、必要に応じて施設の改善、適正管理の指導等を行います。</p> <p>② 家畜排せつ物の適正処理及び利用の促進（県・流域市町）</p> <p><u>県全域を対象に、畜産環境保全対策推進事業（県協議会の開催、地域講習会の開催、堆肥利用促進ネットワークの登録など）により、家畜排せつ物の適正な管理及び処理を推進するとともに生産される堆肥等の有効利用を推進し、環境負荷の軽減を図ります。</u></p> <p>(4) 漁業に係る汚濁負荷対策（県）</p> <p>魚類養殖施設については、飼料の適正給餌の徹底を<u>図ること</u>により汚濁負荷対策を進めるとともに、必要に応じて施設の改善等の指導を行います。</p> <p>(5) 流出水対策</p> <p>① 市街地対策（県・流域市町・住民）</p> <p>市街地からの流出水対策のため、<u>下記のとおり各戸貯留・浸透施設等の設置や路面清掃、側溝等の清掃及び調整池の清掃を行います。</u></p> <p><u>なお、側溝等の清掃については、住民と連携を図り、取り組んでいきます。</u></p>

第7期（案）

対 策	実施 主体	平成 27 年度 までの累計	目 標 平成 32 年度
雨水浸透施設の設置 (浸透マス、浸透トレン チ)	県・ 流域市 町・ 事業 者・ 住民	112,134 基	143,640 基 (31,506 基増)
道路・事業所等 透水性舗装の整備		437,398m ²	560,590m ² (123,191m ² 増)
公共グラウンド等への 貯留浸透施設の設置		489 箇所	1,780 箇所 (1,291 箇所増)
路面・側溝清掃		＝	19,858km/5 年
調整池の清掃	流域市	＝	1,730m ³ /5 年
調整池の改良	町	＝	1 箇所

② 農地対策（国・県・流域市町）

土壌診断等に基づいた適正施肥を推進するとともに、化学肥料及び化学合成農薬の使用を通常栽培の半分以下に削減する「ちばエコ農業」の栽培拡大や、「エコファーマー」の認定促進、有機農業の推進等に加え、「環境保全型農業直接支払交付金」など各種制度を活用し、環境への負荷を軽減する「環境にやさしい農業」を推進します。

また、農地からの流出水対策のため、農業用排水路の管理・整備や農業用排水

第6期

対 策	実施 主体	平成 22 年度 までの累計	目 標 平成 27 年度
雨水浸透施設の設置 (浸透マス、浸透トレン チ)	県 ・ 流域市町	59,969 基	66,076 基 (6,107 基増)
道路・事業所等 透水性舗装の整備		296,238m ²	363,366 m ² (67,128m ² 増)
公共グラウンド等への 貯留浸透施設の設置		16 箇所	31 箇所 (15 箇所増)
路面・側溝清掃		1,121km/年	986km/年
調整池の清掃		＝	310m ³

また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。

実施例

雨水浸透柵モニター制度（鎌ヶ谷市）

雨水浸透柵が設置されていない既存住宅に居住し、浸透柵の設置に賛同できる方を対象に、市が予算の範囲内で雨水浸透柵の設置工事を発注するものです。モニターの任期は浸透柵設置から 3 年間とし、降雨時の浸透状況を年 3 回以上、市に報告し任期満了後、設置した浸透柵は敷地所有者のものとなる制度です。

② 農地対策（国・県・流域市町）

土壌診断に基づいた適正施肥による過剰施肥の防止等、適正施肥支援の対策を進めます。

化学肥料及び化学合成農薬の使用を通常栽培の半分以下に削減する「ちばエコ農業」の栽培拡大をはじめ、エコファーマーの認定促進、有機農業の推進等により、環境への負荷を軽減する環境にやさしい農業を推進します。

また、農地からの流出水対策のため、農業用排水路の管理・整備や農業用排水

第7期（案）	第6期
<p>水路の再編を行います。</p> <p>ア 適正施肥の推進 土壌診断及び主要農作物等施肥基準に基づいた適正施肥を推進し、<u>肥料投入量の削減を図ります。</u></p> <p>イ 環境にやさしい農業の推進 <u>(i) ちばエコ農業、エコファーマー等環境への負荷を軽減する農業を推進します。</u> <u>・ちばエコ農業の推進</u> <u>(印旛沼流域 13 市町における平成 27 年度末栽培面積：644ha)</u></p> <p><u>・エコファーマーの認定</u> <u>(印旛沼流域 13 市町における平成 27 年度末認定面積：619.39ha)</u></p> <p><u>(ii) 環境保全効果の高い営農活動（有機農業、カバークロップ作付等）に取り組む農業者を支援します。</u> <u>・環境保全型農業直接支払交付金</u> <u>(印旛沼流域 13 市町における平成 27 年度末取組面積：135.8ha)</u></p> <p>ウ 国営かんがい排水事業 印旛沼二期地区 印旛沼周辺地区内において、低地排水路から揚水機場を経て末端水路まで一貫した循環かんがい施設を整備し、農業用排水の再編を行い、農業用水の安定供給、排水不良の改善及び維持管理費の軽減を図るとともに、併せて関連事業による区画整理を実施することによって、農業生産性の向上、農業経営の安定及び農業用水の水質保全を図り、もって流域の水質保全に貢献します。</p>	<p>水路の再編を行います。</p> <p>・適正施肥の推進 土壌診断及び主要農作物等施肥基準に基づいた適正施肥を推進します。</p> <p>・環境にやさしい農業の推進 ちばエコ農業、エコファーマー等環境への負荷を軽減する農業を推進します。</p> <p>ア)ちばエコ農業の推進（H22 年度末、印旛沼流域 13 市町/県全体） <u>・栽培面積：734. 7/4,616ha</u> <u>・生産者数：延べ 1,269/6,089 戸</u></p> <p>イ)エコファーマーの認定（H22 年度末、印旛沼流域 13 市町/県全体） <u>・認定者数：517/3,452 人</u></p> <p>・国営かんがい排水事業 印旛沼二期地区（国） 印旛沼周辺地区内において、低地排水路から揚水機場を経て末端水路まで一貫した循環かんがい施設を整備し、農業用排水の再編を行い、農業用水の安定供給、排水不良の改善及び維持管理費の軽減を図るとともに、併せて関連事業による区画整理を実施することによって、農業生産性の向上、農業経営の安定及び農業用水の水質保全を図り、もって流域の水質保全に貢献します。</p> <p>○概要 <u>揚水機場 3 箇所、用排水機場 3 箇所、幹線用水路 1.2km、幹線排水路 1.1km、支線用水路 51.7km、水管理施設 1 式</u></p>

第7期（案）

③ 流出水対策地区における重点的対策の実施（県・流域市町・事業者・住民）

「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、第5期湖沼水質保全計画策定時に流出水対策地区に指定した鹿島川流域において、引き続き別添に示す流出水対策推進計画に基づき汚濁負荷削減対策を重点的に実施します。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護

森林や水辺、湧水などを保全し、流域における水量を回復させること等を通じ、湖沼の水質保全につなげます。

① 里山の保全（県・流域市町・事業者・NPO・住民）

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定の締結・認定を支援します。

また、市民参加による森林整備を実施することで、市民活動の広がりに寄与するとともに、計画的な森林整備及び基盤整備により、森林の有する水源涵養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮させます。

・里山条例に基づく里山活動協定の認定

（印旛沼流域 13 市町における平成 15 年度から 27 年度までの累計認定件数：43 件）

・絆の森整備事業（市民参加による森づくり）

（印旛沼流域 13 市町における平成 21 年度から 27 年度までの累計整備面

第6期

③ 流出水対策地区における重点的対策の実施（県・流域市町）

沼の汚濁軽減に重要な涵養域を背景に有することから、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき、第5期湖沼水質保全計画から流出水対策地区に指定した鹿島川流域について、引き続き別添に示す流出水対策推進計画に基づき汚濁負荷削減対策を重点的に実施します。

<流出水対策地区>

区分	流出水対策地区	主な対策
鹿島川流域	流域内全域	雨水浸透施設の設置・促進、 歩道や側溝等の清掃など

なお、印旛沼に流入する河川の流域状況に即した対策を行うことが重要であることから、各流域ごとに流出水対策を行うよう努めます。

(6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護（県・流域市町）

森林や水辺、湧水などを保全し、流域における水量を回復させること等を通じ、湖沼の水質保全につなげます。

① 里山の保全

「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定の締結・認定を促進するとともに、森林整備に必要な機械等の整備及び里山の多様な活用に係る経費に対して補助を行います。

・里山条例に基づく里山活動協定の認定（H15～）：31 件（H22 年度までの累計）

・里山づくり活動支援事業（H15～）：136.7ha（H22 年度までの累計）

第7期(案)	第6期
<p data-bbox="203 145 398 172"><u>積：101.44ha)</u></p> <p data-bbox="120 802 842 829">② <u>緑化及び緑地保全(県・流域市町・事業者・NPO・住民)</u></p> <p data-bbox="185 841 1043 868"><u>県や流域市町の条例等に基づく土地の緑化及び緑地保全を推進します。</u></p> <p data-bbox="129 1112 651 1139">③ <u>親水拠点の整備・運営(県・流域市町)</u></p> <p data-bbox="147 1150 1111 1257">印旛沼流域水循環健全化会議(5.その他(4)を参照)の「<u>水と地域のネットワークワーキング</u>」において、人が水にふれあえる拠点の整備等について検討を行います。</p> <p data-bbox="134 1268 1111 1375">また、印旛沼に接する流域5市町(佐倉市、成田市、印西市、酒々井町、栄町)が、国土交通省から登録を受けた「<u>印旛沼流域かわまちづくり計画</u>」により、印旛沼の水辺及び流域の地域資産の総合的な利活用を推進します。</p>	<p data-bbox="1182 181 2069 209"><u>また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p data-bbox="1169 260 1258 287"><u>実施例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1182 300 2136 406">・<u>谷津・里山を保全・再生・活用するため平成23年度に「八千代市谷津・里山保全計画」を策定し、本計画期間中に里山の生き物調査、里山整備ボランティアの人材育成、里山整備等を実施します。(八千代市)</u> <li data-bbox="1182 418 2136 525">・<u>「八千代市ふるさとの緑を守る条例」に土地所有者等との緑化協定を締結し、住宅地・建築物・工場の緑化に努め、緑豊かなまちづくりの推進を図ります。(八千代市)</u> <li data-bbox="1182 536 2136 600">・<u>都市緑地法・千葉県自然環境保全条例・佐倉市緑化要綱に基づく家庭及び事業所の緑化を行います。(佐倉市)</u> <li data-bbox="1182 611 2136 756">・<u>ふれあいの森事業として、みどりに包まれた快適なまちを実現し、やすらぎとおいしいのある環境を創造するため、市内の良好なみどりを保全するとともに、みどりの創出並びに緑化の普及及び啓発を図ることを目的とします。(鎌ケ谷市)</u> <p data-bbox="1155 802 1364 829">② <u>自然地域対策</u></p> <p data-bbox="1160 841 2136 911"><u>自然地域から降雨等流出する負荷に関して、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p data-bbox="1169 962 1258 989"><u>実施例</u></p> <p data-bbox="1200 1000 2136 1064"><u>谷津環境の保全と活用に資するため、西御門環境保全ゾーンの生態系保全のための管理と施設整備を行います。(佐倉市)</u></p> <p data-bbox="1155 1112 1469 1139">③ <u>親水拠点の整備・運営</u></p> <p data-bbox="1173 1150 2136 1220">印旛沼流域水循環健全化会議において、「<u>水と地域ネットワークワーキンググループ</u>」を立ち上げ、人が水にふれあえる拠点の整備等について検討を行います。</p>

第7期（案）	第6期
<p>④ <u>湧水の保全と活用（流域市町）</u> 湧水に関する調査を行うとともに、<u>その保全と活用を図ります。</u></p> <p>⑤ <u>在来生物の保全・復元（流域市町・住民）</u> <u>在来生物（動植物）を保全し、かつての水草等を取り戻すために必要な維持管理等を行います。</u></p> <p>⑥ <u>外来生物の対策（県・流域市町）</u> 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物 のカミツキガメ について、必要な調査等を行い、効果的な防除対策に取り組みます。</p> <p>(7) <u>地下水利用の適正化（県・流域市町）</u> 地下水の採取規制により、湧水量が確保され、流域における水量が回復し、湖沼の水質保全につながる <u>ことが期待されるため、県や流域市町の条例等に基づき、揚水許可・揚水量の適正管理指導を行い、地下水利用の適正化を図ります。</u> また、規制対象外の揚水施設についても設置の自粛指導を行います。</p> <p>(8) <u>土砂等の埋立て等の適正化（県・流域市町）</u> 土砂等の埋立て等に起因する水質汚濁を未然に防止するため、県や流域市町の条例等に基づき、残土・再生土等の埋立て事業の適正化を図ります。</p>	<p>④ <u>湧水の保全と活用</u> <u>既存湧水に関する調査を行うとともに、既存湧水の保全と活用を図ります。また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p><u>実施例</u> <u>佐倉市谷津環境保全指針（平成13年度策定）に基づいて、水源地としての機能をもつ谷津を保全し、印旛沼の水環境を回復します。（佐倉市）</u></p> <p>⑤ <u>水生生物の保全・復元</u> <u>かつての水草等、水生生物を取り戻すため、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p><u>実施例</u> <u>ホテルなどの水生生物を通して自然の仕組みを理解するとともに、環境を大切にしていく心の輪を広げていくために、市民との協働のもと、米本にある「ほたるの里」の維持管理等を行っていきます。（ほたるの里づくり事業（八千代市））</u></p> <p>⑥ <u>外来生物の対策、在来生物の保全</u> 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物について、必要な調査等を行い、<u>市町等と連携して、効果的な防除対策に取り組みます。</u></p> <p>(7) <u>地下水利用の適正化（県・流域市町）</u> 地下水の採取規制を行うことにより、湧水量が確保され、<u>それが流域における水量を回復させ、さらには湖沼の水質保全につなげるため、千葉県や流域市町の条例等に基づき、揚水許可・揚水量の適正管理指導を行い、地下水利用の適正化を図ります。</u> また、規制対象外の揚水施設についても設置の自粛指導を行います。</p> <p>(8) <u>土砂等の埋立て等の規制（残土条例）（県・流域市町）</u> 土砂等の埋立て等による水環境への影響等を未然に防止するため、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（残土条例）</p>

第7期（案）	第6期
<p>(9) <u>廃棄物の不法投棄の防止（県・流域市町・事業者）</u> <u>不法投棄された廃棄物に起因する水質汚濁を未然に防止するため、監視パトロール等の強化により、廃棄物の不法投棄の防止を図ります。</u></p>	<p>もしくは市条例に基づき土砂等の埋め立て事業の適正化を図ります。</p>

5. その他

第7期（案）	第6期
<p>(1) <u>調査研究の推進（県・流域市町・事業者）</u> <u>沼の水質改善に向けて、今後の効果的な対策の検討や、近年の新たな課題への対応を図るため、総合的な調査研究を推進します。</u></p> <p>① <u>水質汚濁メカニズムの解明等</u> <u>沼の水質汚濁の要因は、流入する汚濁負荷はもとより、初期雨水（ファーストフラッシュ）や底泥の影響、植物プランクトンの増殖による有機物の内部生産など多岐にわたるため、その解明に向けて、関係機関と連携し、知見の集積を図るとともに、現地調査等を実施します。</u></p> <p>② <u>水質浄化技術に係る調査等</u> <u>効果的な水質浄化技術について、関係機関と連携し、最新の科学的知見の集積を図るとともに、沼の特性を踏まえた適用可能性等を検討します。</u></p> <p>③ <u>新たな水質指標に係る調査等</u> <u>水生生物の保全・再生の観点から新たに環境基準が設定された底層溶存酸素量について、沼の特性を踏まえ、評価すべき地点やモニタリング方法等を検討するとともに、現地調査等を実施します。</u></p> <p>④ <u>気候変動への対応</u> <u>近年の気候変動による沼の水質等への影響を把握するため、沼の特性を踏まえ、調査項目及び調査方法等を検討するとともに、既存データの解析や、追加的なモニタリング等を実施します。</u></p> <p>⑤ <u>その他</u> <u>流出水対策の強化に向けて、より環境にやさしい農業の技術開発など、上記以外の調査研究についても、必要に応じて実施します。</u></p>	<p>(1) <u>印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進（住民・NPO・事業者・県・流域市町）</u> <u>印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生していくため、印旛沼の関係者（住民、学識者、水利用団体、行政）により構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」において水環境等に係る施策について検討し、その推進を図ります。</u></p>

第7期（案）	第6期
<p>(2) <u>公共用水域の水質の監視（県・流域市町・事業者）</u> <u>印旛沼及び流入河川の水質の状態を的確に把握するため、水質汚濁防止法に基づき定期的に水質の監視及び測定を行います。</u> <u>また、流域市町や利水団体等による水質調査や目視による調査も併せて実施します。</u></p> <p>(3) <u>環境学習の推進等（県・流域市町・事業者・NPO・住民）</u> <u>印旛沼の水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図るため、県・流域市町・事業者・NPO・住民が連携し、各種講演会・学習会等のほか、自然観察会や船上見学会等の体験型学習などを実施することにより、子どもから大人までを対象とした環境学習を推進します。</u></p> <p>(4) <u>印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進（県・流域市町・事業者・NPO）</u> <u>印旛沼の水質を改善し、流域の自然環境を再生するため、印旛沼の関係者により構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」において、水環境等に係る施策の検討と推進を図ります。</u></p>	<p>(2) <u>印旛沼水質保全協議会における啓発活動等の推進（NPO・事業者・県・流域市町）</u> <u>印旛沼の水質を保全するため、県、流域市町及び4利水団体等により構成される「印旛沼水質保全協議会」（印水協）（昭和46年8月設立）において、ポスター・パンフレット等による啓発活動、印旛沼周辺の清掃活動等のイベントを開催してまいります。</u></p> <p>(3) <u>公共用水域の水質の監視（県・流域市町・事業者）</u> <u>印旛沼及び流入河川の水質の状態を的確に把握するため、水質汚濁防止法に基づき定期的に水質の監視及び測定を行います。</u> <u>また、流域市町や利水団体等による水質調査や目視による調査も併せて実施します。</u> <u>さらに、千葉県異常水質対策要領等により、流域関係機関の連絡・調査等の体制を明確にし、異常水質による被害を防止するとともに水質事故の未然防止を図ります。</u></p> <p>(4) <u>調査研究の推進（県・流域市町）</u> <u>印旛沼の水質汚濁メカニズムは、複雑多岐で内部生産等、未解明の分野が多いため、沼の浄化を図るためには、総合的な調査研究が必要です。</u> <u>このため、千葉県環境研究センター、千葉県農林総合研究センター、千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所、関係行政部局等において次の調査研究を推進します。</u></p> <p>調査研究の事例</p> <p><u>閉鎖性水域の富栄養化に関する調査研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>浄化槽のりん負荷削減対策に関する調査研究（平成22～24年度）</u> ・<u>印旛沼・手賀沼に関する情報収集と提供（平成23年度～継続）</u> <p><u>事業場排水の負荷削減手法に関する研究</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業場引抜汚泥からのりん溶出に関する調査研究（平成22～23年度）</u> ・<u>シンク排水阻集器による油脂分除去能向上に関する調査研究（平成22～23年度）</u>

<p>(5) <u>印旛沼水質保全協議会における啓発活動等の推進（県・流域市町・事業者・NPO）</u> <u>印旛沼の水質を保全するため、県、流域市町及び利水団体等により構成される「印旛沼水質保全協議会」において、ポスター・パンフレット等による啓発活動、印旛沼周辺の清掃活動等のイベントを開催します。</u></p>	<p>・ <u>問題事業場の排水調査とその処理対策の検討（平成 13 年度～継続）</u></p> <p><u>「ちばエコ農業」支援を軸とした新技術の確立（平成 20～24 年度）※千葉県全域環境保全型農業を推進するため、化学合成農薬や化学肥料の使用量を慣行栽培に比べ 1/2 以下に削減し、ちばエコ農業の推進にも資する生産技術の開発を行います。</u></p> <p><u>漁場環境再生事業（平成 22～26 年度）</u> <u>近年の漁場環境の悪化により魚類の生息場所が減少しており、漁獲量も減少傾向にあるため、印旛沼におけるヨシ・ガマ帯が有用水産資源の再生産に果たしている機能を明らかにします。</u></p> <p><u>湖沼河川実態調査事業（昭和 58 年度～）</u> <u>印旛沼において張網による漁獲物の調査を行い、出現種及び魚介類相の動態（個体数、重量）を把握します。</u></p> <p>(5) <u>地域住民等の協力（住民・NPO・事業者・国・県・流域市町）</u> <u>本計画を的確かつ円滑に遂行するため、住民・NPO・事業者・国・県及び流域市町が緊密に協働・連携しながら計画の実施に当たる必要があります。</u> <u>このため、計画策定段階から、意見交換会の開催やパブリックコメントを実施するとともに、計画の実施に当たっては、印水協及び財団法人印旛沼環境基金と協調しながら県及び関係市町の広報活動を通じて事業者・住民及び NPO に対して印旛沼の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図るとともに、浄化活動の実践について支援し、協力を求めます。</u> <u>また、印旛沼流域水循環健全化計画のアダプト制度を活用することで、事業者・住民及び NPO の環境美化活動や印旛沼の水循環健全化・環境保全に寄与する活動を一層強化・拡大します。</u> <u>また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p>実施例 <u>印旛沼及びその流域をフィールドとして、環境保全に関していろいろな活動を行っている一般ボランティア団体、また自然環境やその保全について調査研究を行っている小・中・高等学校を対象に助成します。（財団法人印旛沼環境基金助成事業）</u></p>
--	---

第7期（案）	第6期
<p>(6) <u>地域住民等の協力（国・県・流域市町・事業者・NPO・住民）</u> <u>本計画を円滑に遂行するため、国・県・流域市町・事業者・NPO・住民が緊密に協働・連携しながら計画の実施に当たる必要があります。</u> <u>このため、県及び流域市町は、広報活動を通じて印旛沼の水質状況、本計画の趣旨、内容等の周知を図り、各種対策への協力を求めるとともに、環境保全活動に取り組むNPO、住民等への助成などの支援を行います。</u> <u>さらに、印旛沼流域水循環健全化計画のアダプト制度を活用することで、事業者・NPO・住民の環境美化活動や印旛沼の水循環健全化・環境保全に寄与する活動を一層強化・拡大します。</u></p> <p>(7) <u>関係地域計画との整合（県・流域市町）</u> <u>本計画の実施に当たっては、流域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これらの諸計画と整合を図ります。また、印旛沼の水質保全に関する他の諸計画・制度の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう配慮します。</u></p>	<p>(6) <u>関係地域計画との整合（県・流域市町）</u> <u>本計画の実施に当たっては、指定地域の開発に係る諸計画に十分配慮し、これら諸計画との整合性の確保を図るとともに、印旛沼の水質保全に関する諸計画・制度の運用に当たっては、この計画の推進に資するよう配慮します。</u></p> <p>(7) <u>環境学習の推進等（住民・NPO・事業者・県・流域市町）</u> <u>環境学習に取り組んでいる県民・NPO・事業者・教育機関などと連携して、主体的に行動できる人づくりやネットワークづくりを推進します。</u> <u>また、企業と連携した取組や、千産千消をはじめ身近な問題をテーマとした学習を進めるなど、千葉ならではの環境学習を推進します。</u> <u>○ちば環境学習ネットワーク会議の運営</u> <u>○環境保全に取り組む人づくり</u> <u>○環境学習に関する情報の提供</u> <u>○環境学習推進のための調査・研究</u> <u>○環境学習の拠点となる施設の連携強化</u> <u>また、次の実施例に示すような対策等を計画期間中に実施していきます。</u></p> <p><u>実施例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・子ども環境教室（水辺の教室・里山の昆虫教室）の実施（八千代市）</u> <u>・屋形船からの印旛沼観察会の実施（成田市）</u> <u>・印旛沼流域内の坂田ヶ池における自然観察会の実施（成田市）</u> <u>・水環境をテーマの候補に含む環境講演会の実施（成田市）</u> <u>・水辺観察会および環境学習講座の実施（佐倉市）</u> <u>・印旛沼絶滅危惧種の水草再生ならびに体験型環境学習の実施など（NPO）</u> <u>・船上見学会・学習会・講演会等の開催による環境学習の推進及び啓発（財団法人印旛沼環境基金）</u>

第7期（案）	第6期
<p>(8) <u>計画の進捗管理（国・県・流域市町）</u> 流域関係機関で構成する千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会において、毎年計画の進捗管理を行い、進捗状況及び評価についてホームページ等で情報を公開します。</p> <p>(9) <u>放射性物質への対応（県・流域市町）</u> <u>印旛沼及び流入河川における放射性物質の状況を把握するため、水質等のモニタリング調査を実施し、関係機関との調整を図り、適切に対応します。</u></p>	<p>・<u>浄水場施設見学に際し、水道水源として印旛沼保全の大切さを伝えます。（水道局）</u></p> <p>(8) <u>計画の進捗管理（県・流域市町）</u> <u>計画に基づく対策を的確に実施するため、流域関係機関で構成する千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会において、毎年計画の進捗管理を行い、進捗状況及び評価についてホームページ等で情報を公開します。</u></p> <p>(9) <u>放射性物質について</u> <u>福島第一原子力発電所の事故により、環境中に広範囲に放射性物質が放出されている一方で、印旛沼の水は飲料用水、農業用水等に利用されていることから、印旛沼の水質等における放射性物質の状況把握に努め、関係機関との調整を図り、必要に応じて適切に対応します。</u></p> <p>(10) <u>次期計画に向けての対応について</u> <u>本計画の期間内に、平成28年度以降、次期計画策定までの期間における水質の保全に資する事業等について、実施する内容を検討し、定めることとします。</u></p>

別添：鹿島川流域における流出水対策推進計画

第7期（案）	第6期
<p>(1) 流出水対策の実施の推進に関する方針</p> <p>第5期湖沼水質保全計画策定時、印旛沼への汚濁負荷の割合が大きい鹿島川流域を流出水対策地区として指定し、<u>雨水浸透施設の設置促進や透水性舗装の整備、環境にやさしい農業の推進、関係者の理解を深めるための啓発等を行ってきましたが、依然として鹿島川流域の汚濁負荷が大きいことから、第7期計画においても引き続き流出水対策を推進していきます。</u></p> <p>① 取組目標</p> <p><u>雨水浸透施設の設置促進、道路・事業所等の透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置促進、路面や側溝等の清掃、調整池の清掃、適正施肥の推進、環境にやさしい農業の推進の重点的な実施により、汚濁負荷の一層の削減を図ります。</u></p> <p>② 実施体制</p> <p><u>県・流域市町・事業者・住民が連携、協力し対策を推進します。</u></p>	<p>(1) 流出水対策の実施の推進に関する方針</p> <p>第5期湖沼水質保全計画策定時、印旛沼への汚濁負荷の割合が大きい鹿島川流域を流出水対策地区として<u>選定しました。さらに沼の汚濁軽減に重要な涵養域を背景に有することから第6期も引き続き下記のとおり流出水対策を推進していきます。</u></p> <p>① 取組目標</p> <p><u>鹿島川流域においては、他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図ることを目標とし、各戸貯留・浸透施設の設置、透水性舗装の整備、県・市管轄の公共グラウンド等の貯留浸透施設の設置、路面清掃、側溝等の清掃、施肥法の改善等の普及、環境にやさしい農業の推進、遊休農地の活用の重点的な実施を図ります。</u></p> <p>② 実施体制</p> <p><u>鹿島川流域においては、印水協等を活用し、県・市町及び流域住民が連携、協力し対策を推進します。</u></p>

第7期（案）

(2) 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

①市街地対策

対 策	実施 主体	平成 27 年度 までの累計	目 標 平成 32 年度
<u>雨水浸透施設の設置 (浸透マス、浸透トレンチ)</u>	県・ 流域市町・ 事業者・ 住民	<u>27,509 基</u>	<u>39,948 基</u> (12,439 基増)
<u>道路・事業所等 透水性舗装の整備</u>		<u>63,168m²</u>	<u>85,756m²</u> (22,588m ² 増)
<u>公共グラウンド等への 貯留浸透施設の設置</u>		<u>108 箇所</u>	<u>119 箇所</u> (11 箇所増)
<u>路面・側溝清掃</u>		—	<u>17,642km/5 年</u>
<u>調整池の清掃</u>		流域市町	—

② 農地対策

- ・ 土壌診断及び主要農作物等施肥基準に基づいた適正施肥を推進
- ・ ちばエコ農業、エコファーマー等環境への負荷を軽減する農業を推進
- ・ 環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援

第6期

(2) 流出水の水質を改善するための具体的方策に関すること

<鹿島川流域において講じる対策>

流出水の水質を改善するために、農地対策として、土壌診断等に基づき、適正施肥による過剰施肥の防止の推進等、施肥法の改善等の普及を行います。

化学肥料及び化学合成農薬の使用を通常栽培の半分以下に削減するちばエコ農業等、環境への負荷を軽減する環境にやさしい農業を推進します。

さらに市街地対策として、雨水浸透施設の設置・促進や路面・側溝清掃など、下表のとおり対策を実施します。

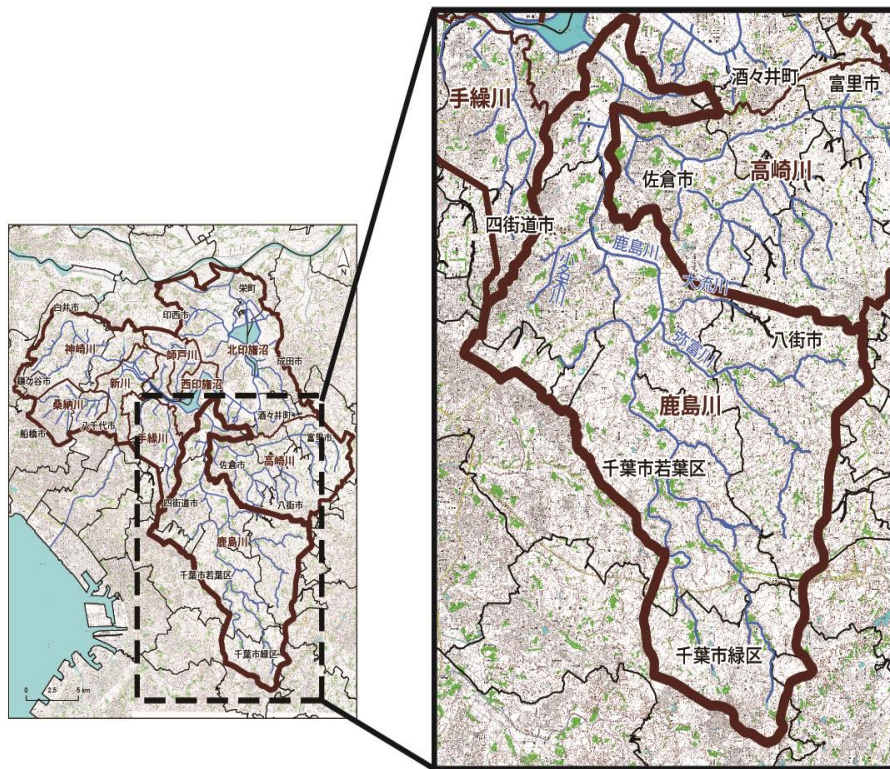
対 策	実施 主体	平成 22 年度 までの累計	目 標 平成 27 年度
<u>雨水浸透施設の設置 (浸透マス、浸透トレンチ)</u>	県 ・ 流域市町	<u>15,483 基</u>	<u>16,677 基</u> (1,194 基増)
<u>道路・事業所等 透水性舗装の整備</u>		<u>41,685m²</u>	<u>81,420m²</u> (39,735m ² 増)
<u>公共グラウンド等への 貯留浸透施設の設置</u>		<u>4 箇所</u>	<u>8 箇所</u> (4 箇所増)
<u>路面・側溝清掃</u>		<u>863km/年</u>	<u>755km/年</u>

(3) その他

流出水対策地区の関係者の理解を深め、各種対策が関係者の協力により効果的に実施されるよう、パンフレットやホームページによる広報や啓発に努めます。

また、対策効果の発現状況等を把握するため、必要な調査を実施します。

<流出水対策地区（鹿島川流域）地図>



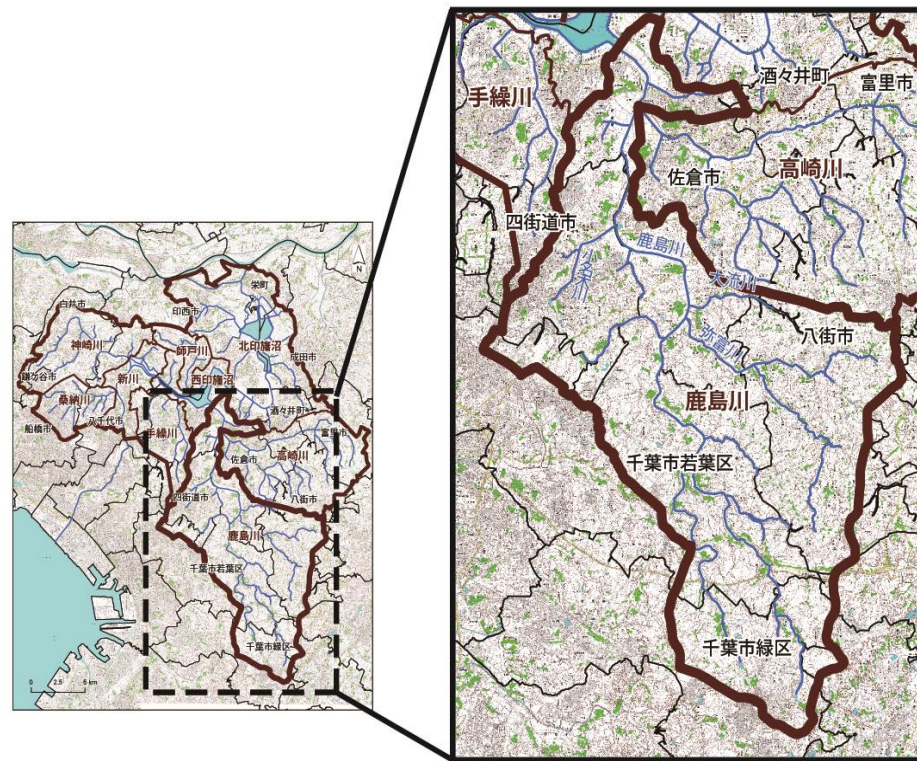
※森林地域は除く。

(3) その他

流出水対策地区内の住民の理解を深めるため、印水協等を活用し、パンフレットやホームページによる広報や啓発に努めます。

また、対策効果の発現状況等を把握するため、必要な調査を実施します。

<流出水対策地区（鹿島川流域）地図>



※森林地域は除く